



# 藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

ニュースレターの日付  
2012年12月(第9号)

今年も残りわずかとなりました。師走は何かと気忙しい時期ですね。皆様いかがお過ごしでしょうか。

「事務所だより 2012年12月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

## この号の内容

- 1 住宅取得特別控除の初年度の手続きについて
- 2 養育期間標準報酬月額特例申出とは？
- 3 健康診断結果の管理方法
- 4 当事務所から

## 住宅取得特別控除の初年度の手続きについて

住宅を購入または増改築し住宅ローンを組むと年末調整の際に「住宅取得特別控除」を受けられますが、初年度は管轄の税務署で確定申告をして控除をうけることになっています。今回はその初年度の手続きに必要な書類についてご紹介しますので、2012年中に住宅を購入または増改築された方はぜひご確認のうえ、手続きをなさってください。

### ■ 必要書類

- ①「確定申告書」（住宅借入金等特別控除の欄に必要事項を記載）
- ②「住宅借入金等特別控除額の計算明細書」（税務署所定の書類）
- ③「住宅借入金等特別控除の計算の基礎となる住宅借入金等の残高の計算書」
- ④住民票（控除を受ける年の12月31日までに転入したことの記載が必要）
- ⑤住宅取得資金等にかかる借入金の年末残高等証明書（借り入れた金融機関などが発行する書類）
- ⑥家屋および土地の登記事項証明書
- ⑦売買契約書、請負契約書等の写し（家屋の取得または増改築年月日・床面積・取得価額や増改築費用等を明らかにする書類）
- ⑧耐震基準適合証明書または住宅性能評価書の写し（築後25年を超える耐火建築物または築後20年を超える非耐火建築物の場合）
- ⑨源泉徴収票の原本（給与所得者の場合）
- ⑩建築確認済証・検査済証の写しまたは建築士による増改築等工事証明書（増改築等の場合）
- ⑪バリアフリー改修工事等の証明書（一定のバリアフリー改修工事の場合）
- ⑫省エネ改修工事等の証明書（一定の省エネ改修工事の場合）

## 養育期間標準報酬月額特例申出とは？

厚生年金保険の養育期間標準報酬月額特例申出をご存じでしょうか。これは育児休業から復職した後、社内の短時間勤務制度で勤務したり、パートタイマーとして勤務することにより育児休業前よりも給料が下がった場合に申し出するものです。通常は給料額が下がり始めてから4か月目に厚生年金保険料が下がりますが、保険料が下がっても、将来受け取る厚生年金の額は、育児休業前の保険料を納めたものとして計算してくれます。3歳未満の子を養育する厚生年金保険加入者が対象ですが、育児支援の一環としてとてもメリットのある制度です。該当者がいる場合はぜひご利用ください。

手続きは所定の申出書の他に次の書類を準備し、年金事務所へ届出ます。

- 戸籍（抄）謄本または戸籍記載事項証明書
- 住民票（本人と子が同居していることを確認できるもの）

【詳しい内容はこちらをクリック】

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=2063>



## 健康診断結果の管理方法

会社は従業員に年に1度、定期健康診断を受診させる必要がありますが、その後結果を5年間保存することが法律で義務づけられています。また法律上は「従業員の健康管理は会社の責務」とされており、実際に従業員が病気で長期間休むことになれば業務に支障がでることが予想されます。予防のためには必要に応じて従業員に医師の診察を受けるよう指示することも必要です。健康診断結果をしっかりと把握し、労務管理に役立てることをお勧めします。

### 当事務所から



事務所だより12月号はいかがでしたでしょうか。今年には当事務所の「事務所だより」を発行し始めましたが、いつもお読みいただきありがとうございます。これからも皆様のお役に立てそうな情報をお届けします。2013年もどうぞよろしくお願いいたします。

### 藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 606号  
(社会保険労務士法人アシスト 21内)

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-2958

Email [mayfujii@sr-fujiioffice.com](mailto:mayfujii@sr-fujiioffice.com)

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー  
藤井真由美